

看護職員の産前産後休業に伴い代替看護職員を雇用する際に、二重の負担になっている給与費等を支援します！

補助対象機関

嶺南地域に所在する病院および病床を有する診療所



補助対象経費等

補助対象経費	補助率	補助限度額
産前産後休業中の現任看護職員の給与費と代替看護職員の給与費のいずれか低い額 (給料、手当、法定福利費)	10/10	現任看護職員 1人あたり 1,500千円

代替看護職員は、保健師、助産師、看護師または准看護師の資格を持つ者とする。

対象となる休業

- ・労働基準法（昭和22年法律49号）に基づく産前産後休業であって、
休業中の現任看護職員に対し給与等を支給している場合
- ・指定医療機関に雇用された期間が1年以上である正規（現任）職員の
産前産後休業

※申請手続きの詳細や各種申請様式等については、
県ホームページをご確認ください。

受付・相談窓口

福井県 健康福祉部 健康医療局 地域医療課 医療人材確保グループ
住所：〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号
電話：0776-20-0345 MAIL：iryou@pref.fukui.lg.jp